

豊田工業高等専門学校学寮給食業務実施細目

豊田工業高等専門学校

豊田工業高等専門学校学寮給食業務実施細目

豊田工業高等専門学校（以下「委託者」という。）学寮給食，一般食堂及び売店業務委託に係る学寮給食業務の実施細目を次のとおり定める。

- 1 給食は，1日3食（朝・昼・夕）とし，委託者の作成した学寮計画実施予定表に基づき，実施しなければならない。
- 2 献立は，受託者が1か月単位以上で作成し，実施10日前までに委託者の承認を受けるものとする。
- 3 献立は複数から選択することができるものとし（ただし，土曜日，日曜日，祝日・休日，学校休業日の朝・昼食については希望者への食券購入制等とし，献立はこの限りではない。），月2回程度は通常より豪華な企画の特別食とし，少なくとも御飯及び汁類は食事時間内で自由に喫食できるものとする。
- 4 献立は，五訂日本食品標準成分表に基づき栄養量を算出するものとし，寮生一人一日当たり標準で2，400キロカロリー以上で作成するものとする。

また，献立表にはエネルギー，蛋白質，脂質，カルシウム，塩分を表示し，主食は米飯，パン，麺類等で偏らない献立を作成すること。

なお，一人一日当たりの栄養所要量は標準で次の基準とする。

エネルギー	2，400キロカロリー以上
蛋白質	80g
脂肪	エネルギー比率 25～30%
カルシウム	800mg
ビタミンA	2，000IU
ビタミンB1	1.2mg
ビタミンB2	1.3mg
ビタミンC	90mg
食塩	10g 未満

- 5 受託者は，やむを得ない事由により後日，第2項の献立を変更しようとする場合は，実施3日前までに委託者に申し出てその指示を受けなければならない。
- 6 給食日及び給食時間は，原則として次のとおりとする。ただし，都合により受託者と協議して変更することができる。

（1）給食日

委託者の作成した学寮計画実施予定表に基づき，閉寮期間を除く毎日とする。

(2) 給食時間

区 分	給 食 時 間
朝 食	7時45分から 8時40分まで (検食 7:30～)
昼 食	11時55分から 13時00分まで (検食 11:40～)
夕 食	17時30分から 19時10分まで (検食 17:15～)

注1 学校行事、学寮行事及びクラス行事等のため必要があれば、委託者の申し出により給食時間の変更を行うものとする。

7 受託者は、委託者から申し出があった場合には、食事を弁当として提供するものとする。

8 受託者は、寮生で喫食制限のある特異体質者用食事、病人用のかゆ食等、及び留学生で宗教上（イスラム教等）制限食品のある食事について必要に応じて提供するものとする。

9 原則として給食費(消費税込)は、朝食315円、昼食420円、夕食420円とし、特別食の場合はさらに400円の加算とする。

ただし、大震災等で著しい食材費の高騰等やむを得ない状況時には、委託者、受託者協議のうえ給食費を改定することができる。

10 金曜日の夕食、土曜日、日曜日、祝日、休日及び学校休業日の食事は希望者への食券制等とし、食券等については、受託者が券売機等を設置し販売する。その食券等の販売金額(消費税込)は朝食210円、昼食270円、夕食270円とする。

販売した食券数は、締切日の17時00分までに、受託者から委託者へ報告するものとする。

11 受託者は、委託者の承認を得た給食費を寮生又は寮生保護者から徴収することができる。(口座振替払)給食費の振替手続きは、受託者の責任において実施するものとする。

12 受託者は、給食費の滞納者がある場合は委託者へ連絡し、受託者の責任において督促等の処理を行うものとする。この場合、委託者は給食費滞納者について、受託者が複数回にわたり督促したにもかかわらず支払がされない事実を確認した場合には、寮生及び保護者へ退寮するよう勧告するものとする。

ただし、滞納された給食費については、受託者の責任において処理することとし、委託者はいかなる弁済並びに債権回収について関与しない。

13 寮生の食数に変更がある場合はその都度、委託者から受託者へすみやかに連絡するものとする。

14 次の事項に該当する場合、欠食とし、1日を単位として給食費を徴収、または返還する。

(1) 病気・怪我等のやむを得ない理由で5日以上学生寮に在寮しない場合

(2) 月の途中で退寮する場合

- (3) その他委託者がやむを得ないと認めた場合
- (4) 上記(1)に該当する場合はすみやかに、それ以外は欠食日の3日前までに、学生課寮務係に欠食届が提出され、認められた場合
- 15 受託者は、委託者からの欠食連絡に基づき給食費を徴収、または返還手続を実施し、各月ごとに、受託者から委託者に「欠食返金一覧表」を提出し、氏名、金額を報告すること。
- 16 受託者は、返金額を次回の給食費から控除して引き落とす。(翌月が納付月でない場合は翌々月) 翌月以降に納付予定のない場合は口座へ振り込むものとする。このときの振込手数料は受託者の負担とする。
- 17 給食費は、別紙平成24年度寮食堂給食日数表より算定した金額とする。
ただし、学校行事等の変更により納付金額を変更する場合もある。
- 18 退寮者が月の途中で退寮する場合の給食費は、欠食者の取扱いに準ずる。
- 19 入寮者が月の途中から入寮する場合は、給食費は入寮日から起算して徴収する。
- 20 受託者は、毎月の収支決算表(人件費内訳、棚卸及び消耗品一覧表)を作成し、委託者の事務上必要とする書類(納品書等)とともに、翌月10日までに委託者に提出することとする。
- 21 受託者は、各四半期経過後10日以内に当該期間の業務完了報告書を委託者に提出し、業務内容の確認を受けることとする。
- 22 受託者は、事業年度の損益計算書を当該年度の終了後、1か月以内に委託者に提出することとする。
- 23 受託者は、給食業務の運営を円滑に行うため、現場責任者を置き、随時委託者と連絡をとることとする。さらに、給食業務に従事する者の労務管理、施設等の保全、材料の仕入れ保管、調理等に保健衛生上万全を期すとともに、次のことについて特に注意しなければならない。

《衛生管理等》

- ① 受託者は、業務従事者の、衛生管理及びサービスマナーについて必要に応じて研修会に参加させる等常に留意し、監督官庁から立入検査、指導等があった場合には、速やかに委託者に報告すること。
また、受託者は、業務従事者に対し年1回以上の健康診断を行うほか、平成21年4月1日付け、文部科学省通知「学校給食衛生管理基準の施行について」等により関係法令を準用し、衛生管理に努め、概ね四半期毎に適正に実施されていることを書面にて委託者に提出するものとする。前述の書面には、検食の保存、調理従事者の検便結果等についてを必ず記載しなければならない。
- ② 受託者は、食堂ホール、厨房を常に清潔に保ち、防虫、防鼠に努めるとともに、厨芥の処理を速やかに行うものとする。
- ③ 委託者から貸与された厨房等の施設、設備及び備品等の衛生保持に留意し、点検及び

消毒は受託者が行うこと。

ただし、前項の貸与された厨房等の施設等に障害等が発生した場合は直ちに委託者へ申し出て、委託者と協力し障害等の復旧に最善を尽くすこと。

- ④ 受託者は、食堂ホール及び厨房内の施設、設備の清掃及び整頓を行い、業務の円滑な遂行と清潔な給食環境の保持に努めること。（食堂床ワックス掛を含む。）
- ⑤ 厨房下水路（グリーストラップ柵を含む。）及び食堂ごみ置場周辺は、受託者が責任を持って清掃等を行い清潔に保つこと。
- ⑥ 生ゴミは減容及び減量に努め、残飯、残菜、その他生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用することに努め、受託者の責任のもとに処理すること。
- ⑦ 検食用として調理の都度、各2食を委託者が指定する時間及び場所に無償で委託者に提供すること。

また、委託者が構成する学寮給食モニター（年3回予定、1回あたり10名程度）を実施する際には、委託者が指示する食数を無償で提供すること。

《名義の使用等》

受託者は、食堂等の業務を行うための一切の商取引を、自らの名義で行うものとし、委託者の名義を使用又は冠用してはならない。

また、受託者は委託者の信用を損なうことをしてはならない。

《施設等の管理》

- ① 食堂等の業務営業終了時には食堂等の施設、物品を点検のうえ、消灯及び施錠等を行うものとする。
- ② 受託者は、施設を第三者に貸与し、又は利用させ若しくは業務以外の目的に使用してはならない。
- ③ 受託者は、施設を修繕あるいは模様替しようとするとき、又は自ら新たに設備等を設置しようとするときは、予め委託者の承認を受けなければならない。

《業務従事者の管理》

- ① 受託者は、その使用する者との雇用関係から生ずる一切の責に任ずるものとする。
- ② 受託者は、業務従事者の氏名、住所、生年月日等を記載した名簿を委託者に提出しなければならない。
- ③ 委託者は、受託者に対して保健衛生及びサービスについての報告、又は改善を求めることができる。

《経費の負担》

- ① 業務を行うに必要な経費は受託者の負担とする。
- ② 施設等の維持・保全のために必要な経費は委託者の負担とする。ただし、軽微な費用（5万円以下程度）についてはこの限りではない。
- ③ 受託者は、食堂等の使用部分にかかる光熱水費を、毎月委託者の指示する日までに委託者の指定するところに納付するものとする。

④ 施設等の使用料は、委託者の指定する日までに委託者の指定するところに納付するものとする。

《損害賠償等》

① 受託者は、食事の提供に起因する事由で食中毒、伝染病等が発生した場合や、死亡等の被害を与えた場合は、被害者等に対して誠意を持ってその損害を賠償すること。（生産物賠償責任保険に加入すること。）

② 受託者は、食堂等に勤務する従業員の労務管理及び飲食品等の提供に関する全ての結果に関し、その責に任ずるものとする。

2 4 受託者は、委託者が学校保健安全計画に基づく環境衛生検査等を行うとき、これに協力しなければならない。

2 5 受託者は、従業員に変更があるときは、速やかに委託者に届け出なければならない。従業員の採用に当たっては身元確実な者で、健康診断、検便等を行い、健康上異常のないことを確認して採用しなければならない。

なお、採用の都度、名簿を委託者に届け出るものとする。

2 6 受託者は、栄養士1名を常時勤務させなければならない。

2 7 受託者は、委託者が従業員として不適格と認めた者を直ちに受託者の責任において善処しなければならない。

2 8 受託者は、従業員が校内で知り得た情報を外部等に漏えいしないよう特段の注意を払うものとする。

2 9 受託者は、防火、防犯、その他災害等の防止に留意し、業務終了時に異常のないことを確認した上、委託者に報告しなければならない。

3 0 受託者は、寮生からの要望、検食者及び委託者が構成する学寮給食モニターからの意見を尊重し、委託者の指示があった場合は、速やかにその指示に従うものとする。

3 1 受託者は、給食業務において不測の事態が生じた場合、速やかに委託者と協議し、寮生の給食に支障のないよう措置しなければならない。

3 2 受託者は、学寮給食業務及び一般食堂業務双方の業務提携等により、安全で低廉な食事を提供すること。ただし、食材費等については明確に区分すること。

3 3 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に変更又は疑義が生じた場合は、委託者、受託者間において協議のうえ定めるものとする。

実施細目20の様式

平成 年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

平成 年 月分収支決算表

科 目	収 入			支 出			繰越金
	金 額	前月繰越金	計	金 額	返金	計	
材料費	給食費						
光熱水費等							
小 計							
人件費							
合 計							

光熱水費等の内訳

	内 訳	金 額			備 考
		税抜き	消費税相当額	税込み合計	
光熱水費等	電気料				別紙のとおり
	ガス料				
	水道料				
	その他				
	小 計				
材料費					
合 計					

収入の内訳

	定額納付金	食券等	別請求分	合 計	備 考
給食費					
合 計					

平成 年 月分 人件費内訳

会社名

担当者氏名 _____

区分	氏名	基本給	交通費	手当	手当	手当	合計

棚 卸 表

会社名

平成 年 月 日 現在

担当者氏名 _____

品 名	数 量	単 価	金 額	品 名	数 量	単 価	金 額
米							
ポリライス							
赤みそ							
白みそ							
醬 油							
ソース							
酢							
白絞油							
サラダ油							
砂 糖							
中 双							
小麦粉							
パン粉							
澱 粉							

実施細目 2 1 の様式

平成 年 月 日

業 務 完 了 報 告 書

豊田工業高等専門学校長 殿

自 年 月 日 至 年 月 日

日 数	月 別	月	月	月	計
給食業務を実施すべき日数		日	日	日	日
給食業務を実施した日数		日	日	日	日
給食業務を実施しなかった日数		日	日	日	日

食 別	月 別	月	月	月	計	備 考
朝 食		食	食	食	食	
昼 食		食	食	食	食	
夕 食		食	食	食	食	
特 別 食		食	食	食	食	
計		食	食	食	食	

上記のとおり実施し完了したことを報告します。

委託業者名

担当責任者

㊞

業務完了確認者氏名印

豊田工業高等専門学校

学生課寮務係長

㊞

実施細目 2 2 の様式

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

項 目	収 入	支 出
1 売上高 (1) 給食費 (2) 食券等 (3) 年度材料棚卸残高		
2 仕入高 (1) 年度材料棚卸残高 (2) 年度材料仕入高 (3) 欠食返金額		
3 経 費 (1) 人件費 (2) 光熱水費 (3) その他		
計		
営 業 利 益		